

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年8月24日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから8月24日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

ヤマダさん、お願いします。

○記者 新潟日報のヤマダと申します。

一部報道で出ていますが、政府が来年夏以降に柏崎刈羽を含む設置許可済みの原発7基の再稼働を進める方針だということです。このことについての、まず委員長の受け止めをお伺いしたいのと、柏崎刈羽で規制委の追加検査が続く中であって、こうした来夏以降とか、時期を示すような、区切るような政府方針が出てくることについてどう思われますかというのもお聞きしたいです。お願いいたします。

○更田委員長 御質問は、いわゆるGX（グリーントランスフォーメーション）実行会議のことを指しておられるのだと思いますけども、会議が2時に始まってということでも、まだその情報としてしっかりと触れているものでもありませんけれども、御質問の中身の範囲の中でお答えするとすると、既に設置変更許可を受けている17基、いわゆる新規制基準に適合しているという、基本設計が新規制基準に適合していると認められている炉の稼働についての努力というのは、これは事業者がしっかりと工事を進めて検査を受けるといふことと、それから、これは資源エネルギー庁等々の努力も相まってでしょうけども、地元の了解をもらってということだと思しますので、規制委員会がそこで果たす役割というのは、事業者の工事に合わせて、設工認であるとか使用前の確認というのを、淡々と、粛々と進めていくということに尽きると思っています。

さらに、KK（柏崎刈羽原子力発電所）について言えば、御承知のように特別な検査が進んでいるところでありますので、この検査をしっかりと受けるといふことだろうと思えますし、また、今進めている検査が、この方針によって影響を受けるものではありません。

○記者 ありがとうございます。ちょっと個別、細かい話ですが、その柏崎刈羽、今、特別な検査が進んでいるところですけども、それとはまた別に、KKの7号機の手抜き溶接の問題に関係して、再施工された設備の試験に規制委の検査官による立会いが行われていなかったという問題が、つい最近も明らかになっています。特別な検査も進んでいる

中で、またこういうこともあって、そもそも工事のチェック体制が甘かったという問題が根底にある中で、規制委からも東電に対して立会いを求めているという中で、こうした件が起きていることについて、どう受け止めていらっしゃいますか。

○更田委員長 裏ガスを流さずに溶接をしていた。イナートの雰囲気をつくらずに溶接をしていたという件ですけれども、この件について言うと、面談録が出ているんですね。面談録を僕も見たんですけど、やっぱり、前もって言ってあったのに、何だよって、結構怒ったトーンで書かれているのだけど、一方で、立ち会うつもりだった試験というのが耐圧試験なんだけど、耐圧試験は、立ち会うといっても、耐圧試験って何かというと、徐々に圧力を上げていって、ちゃんと圧力が上がるかどうかという試験で、立会いの意味がそんなにある試験ではないので、まあ、言ってあったのに、何でという、ちょっと何というか、担当者がいかにも怒っているなという感じの面談録が出てはいるんですけど。それで、もちろん、言ってあったのに立会いができなかったことは遺憾だし、東京電力はきっちりと内部での連絡等もしっかりしてもらいたいと思いますけども、あの耐圧試験に立ち会えなかったこと自体は、技術的には、そんなに大きな意味があるとは思っていません。それで、まだ検査は続きますし、そういった意味で、しかるべき、それよりも裏ガスを流さずにした溶接に関しては、意味があったのは、抜き打ちの形で、施工している状態、溶接をやり直している状態でうちの検査官が見に行っているんですね。これは、抜き打ちでしっかり見ておくということには意義があったというふうに思っています。

ですので、行き違いもあったのは事実だし、立ち会うぞと言っていたのにもかかわらず、東電の確認も、記録確認でというのが進んでしまったということは遺憾に思いますが、耐圧試験そのものに、繰り返しになりますが、耐圧試験そのものに立ち会えなかったこと自身の技術的な意義はそんなに大きくないというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。何かその、こういう認識のずれというのはどういうところから起きたと考えられるのでしょうか。

○更田委員長 言ってあったわけだから、あとはその東京電力内の連絡、結局、規制庁に接する人たちと、中で点検や工事の工程を立てる人たちとが、要するに内部コミュニケーションの問題じゃないかなとは思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問がある方はおられますか。

ハセガワさん、お願いします。

○記者 NHKのハセガワです。

先ほどのGX実行会議の関連で、報道ベースではあると思うのですが、許可済みの7基の原発再稼働ということで、柏崎は先ほどありましたように検査が続くということと、一部、安全対策工事、また特重の工事が続くということで、改めて、当たり前

のことではあると思うのですけれども、これらが終わらない限り再稼働はできないという認識でいいのでしょうかという、すみません、ちょっと当たり前のことですが。

○更田委員長 当然、政府の方針も、規制の要求を曲げろと言っているわけでは決してありませんし、万一そんなことをしたら、逆に理解が得られなくて動かないと思いますので、そういった意味で、私たちは要求のレベルを変えることなく、また規制の役割を変えることなくしっかりやっていくという、これに尽きると思います。

○記者 その上で、原発の運転延長についても盛り込まれる見通しだと、例えばではありますけれども、審査期間を運転期間から除外してというような報道もありました。その、仮の話ではあるけれども、その性能として、そもそも可能なのかということ、また安全上のリスクみたいなところはこういったことがあるのかということ、お答えできる場所があればお願いします。

○更田委員長 この点については、繰り返し国会での答弁でも申し上げていますが、今の40年で、そこで確認をした上で、1回に限って、最長で20年というこの制度は、必ずしも科学的、技術的な観点だけからではなくて、より立法政策として広い観点から国会がお決めになったものですので、これは立法府、国会で議論をされて、変えるのであれば、国会で議論がされるべきものだろうと思っています。そういった意味では、規制委員会は意見を述べる立場ではないのですが、技術的なポイントだけについて言えば、そうですね、詳細な議論は必要だろうと思います。というのは、運転する、しないにかかわらず、時間がたてば劣化するものもあれば、運転に伴って劣化するもの、一番大きくいわれるのは圧力容器の中性子照射脆化ですけども、この点に関して言えば、当然そのフルエンス、どれだけの中性子にさらされたかということが問題になりますので、実際の運転期間に応じて劣化していくという部分ではありますが、一方で、ケーブルの被覆類等々は、別に運転にかかわらず時間がたてば劣化する、コンクリート等々もそういった面はあります。幾つもの要素はありますけれども、さらに言えば、全ての炉に対して一律に語れるようなものではないというのがあります。個別に、個々の炉について確認していく必要はあるだろうと思います。ただ、技術的に言えば、時計の針が一定期間動いたら足並みをそろえてそれぞれの炉が寿命を迎えるというような類のものではないというふうなことは理解をしています。

○記者 ありがとうございます。あと、ちょっと今日、委員会の最後のところで、審査の効率化というか、そういったところで事業者からの意見が出ていることを踏まえて、取り入れるか入れないかみたいなどの議論をするというようなお話をされました。その意図を伺えますでしょうか。

○更田委員長 個々の社と意見交換をただけだと、結局何がどうなったのかというのは分かりにくいですね。それで、数社と話をしていくわけですから、それによって審査のアプローチ、進め方を、どう変えようとするのかしないのかというような議論は、まとめておいたほうがいいのではないのかというのがコメントの趣旨です。特に、やはり、

審査期間を決めているのは、ハザード側の立証プロセスであって、それで、ハザード側の立証は、何かを、新たな知見を得ようとする時間のかかるものなので、その時間がかかるものの決断をできるだけ早くできるようにすることに尽きるだろうと思ってはいますが、審査会合の頻度を上げるであるとか、あるいは、言った言わないじゃなくて、文書化してお互いに伝えるというようなやり方というのが今までの議論で出てきたものなので、それを改めてまとめておくことには価値があるというふうに思います。

○記者 あと、東北電力からの要望の中で、なかなか答えるのが難しいというようなもの、例えば基準の明確化みたいなことも要望として一つあったようなこともあるのですが、この辺りとか、できること、できないことというのは、その辺り、どのように認識されていますか。

○更田委員長 一般化してお答えをするとすると、配管であるとか建屋であると、どこをどれだけどれくらい調べておけば審査のときに答えられるというのは、一定の、何といえますか、水準が見えるわけですよ。当然、配管類、例えば、分かりやすい例で金属配管を取りますけれども、配管類だって、全ての位置に関して、しらみ潰しに検査がしてあるわけでは決してなくて、代表的な部分に対して、超音波であるとか渦電流であるとかというので確認をしておいて、それでもって立証はできるわけだけど、じゃあサイトの中の断層となったときに、どこをどれだけ掘っておけばいいんだとか、あるいは掘ろうと思うところに既に建物が建っていますとか、サイトごとに個別の事情が違うわけですよ。そうすると、審査に臨むときに、どこをどれだけ調べておけばいいのかという判断が、事業者のほうとしては、なかなかつきにくい。

一方、規制側にしても、サイトをまず見てから、こことここと、こことここと、というふうに言うまでに時間がかかるわけですよ。あるいは、事業者が持ってきた立証材料が足りているのか足りていないかということの判断までに時間がかかる。ですので難しい。それで、判断したら、さあ次の材料が必要となった途端に、今度、その次の材料を得るのに1年とかかかってしまうのです。これは実態ですけど。致し方ない部分があるのは事実ではあるけれど、なるべく、足りないんだったら、早く足りないと言おうと。ただ、事業者のほうは、それで足らせたいというマインドは当然ありますので、そのやり取りですね。これが恐らく時間を一番決めてしまうところなので。私たちは、足りないと思ったら、もう早く言ってあげること、これに尽きるのだろうと思います。だから、いざ足りないといって、さらに掘ってみたら、まだ足りないという事態もあったりする。そこが難しいところで、これに関しては、なかなか解決策はないのだろうと思います。ですから、抜本的な解決策はないけれども、やはり、私たちが感触を持ったら、なるべく早くそれを伝えるということに尽きるだろうと思います。

○記者 最後にします。その感触を持ったら早く伝えるというようなところで、審査の進め方として、ヒアリングの在り方みたいなものも少し言及があったように思うのですが、判断は示さないというような中で、ただ、その論点みたいなものも指摘してほしいとい

うような趣旨かなとも思ったのですが、なかなかそこに踏み込むことは難しいのでしょうか。

○更田委員長 透明性との関連だと思います。ヒアリングは、やはり速記録を作るわけではなくて、議事概要というのが限界ですけれども、ヒアリングの状態で何らかの判断を伝えてしまうというのは、透明性との関連がありますので、そういった意味では、余り、そのヒアリングを使うという方向は、私としては正しくないと思っていて、それくらいならば、審査会合の頻度を高めればいいのだと思います。

○司会 先ほど手を挙げられた、ヨシダさん、じゃあ、まずお願いします。

○記者 毎日新聞のヨシダです。

私もGX実行会議に関連して伺いたいのですけれども、先ほども少し話がありましたけれど、安全審査期間を運転期間から除外するみたいな話も出ていますけれども、去年、令和2年7月の規制委員会の見解の中で、劣化事象の長期停止期間中の進展については、科学的、技術的に一因の結論を得ることは困難としていて、個別施設ごとの機器等の種類に応じて評価を行う必要があるという見解を示していると思いますけれども、今日のGXの考え方からすると、一律に、安全審査中の期間は運転期間から除外するという、実際にそういうのは可能なのか、安全上の問題の有無とか、その科学的妥当性について伺えればなと思います。

○更田委員長 ちょっと既にお答えしたとおりではあるのですけれども、それから、審査期間中を除くというよりも、停止期間中を除くですね。停止している理由は、別に審査だけではなくて、工事期間中も止まっているわけだし、例えば地元の理解をいただくまでに止まっている時間等々もあるし、他の設備をつくって止まっている時間もある。ですから、その停止中を除く除かないですけども、繰り返しますけども、停止していることによって進まない経年劣化もあるし、停止していても進む経年劣化はあります。ですから、それは個別に見ていくしかない。

それで、技術的に可能かどうか。停止期間を評価のタイミングに入れられないということは可能かもしれないけれども、寿命を決めるものではないです。だから、当然その制度に従って、私たちは劣化や経年変化の程度を評価して確認をしていくことになるので、これは、まだできていない、あるいは、変わるかわからないかも決まっていない制度ですので、どういうやり方をするというところに関して細かいところまで言及するのはふさわしいことではないですけれども、あくまで私たちにとっては、40年にしても、評価を行うタイミングですので。これは既に明らかにした文書でも説明をしていますけど。そのタイミングを変えても、その評価結果は必要とされる性能であるとか、維持されていなきゃならない状態というのが変わるわけではありませぬので。あくまで政策判断の取り方だと思います。時計の進め方というのは。

○記者 そうすると、その運転停止中の期間で運転期間に入れなくなっちゃうと、何か

個別の事案によって違うものを一律にそういうふうにするのは、なかなか難しいということですか。

- 更田委員長 もう本当に、個々に見ていくしかないと思います。例えば、停止期間が極めて長い場合、米国でも例がありましたけど、何十年にわたって停止していった場合、それは、中性子照射脆化は進んでいませんけれども、ケーブル類なりコンクリートなり、それぞれ確認しなきゃならないから、同じ10年の停止だって、条件の違いで、例えば、1年の停止期間が10回あるのと、10年ずっと停止しているのでは、停止期間の意味も違いますから。やっぱり、個別に丁寧に見ていくということに尽きると思います。
- 記者 そうすると、何となく審査が長引いたものほど長く運転できるようなものという、何となく違和感みたいなものもあるのですけれども、それについてはどうでしょうか。
- 更田委員長 ちょっとまだ決まってもいない話について答えようがないですけれども、さあ、どうですかね。審査期間が停止期間に占めている割合という問題もあると思いますけどね。何とも言えないな、それは。

それで、しかも運転期間だけが問題だ、運転期間だけが問題だというのは、中性子のフルエンスに関しては確かにそうだけど、繰り返すけれども、停止していろいろがしていまいが、劣化するものは劣化するんだし、さらに言えば、設計の古さはあると思いますよ。例えば、60年前の炉をずっとイナート雰囲気、そっと置いておいて、60年置いておいたら、中性子照射脆化も起きていないし、ケーブルも劣化していないかもしれないけど、じゃあ、その炉は、今の炉と比較して安全かといったら、言えるわけじゃないじゃないですか。

ですから、何年たったからとかというのは、科学的な現象一つ一つに関しては、意味のあるケースもあるし、時間じゃなくて、例えば、脆化で言ったらフルエンスのほうは中性子の透過量ですね、照射量ですね、そのほうが意味を持つ。パラメータはそれぞれ違うわけですよ。それを大きくくり年数だけでやるというのは、技術的には正しくない。だから、それこそ繰り返しになりますけど、個々に見ていくということになるというのが正確なところですよ。

- 記者 今日のGX実行会議では、次世代型の原子力発電所の開発、建設を検討するようというのも出ているみたいですが、規制当局としては、そういった議論に対しては、実際に造るとなれば、いろいろと規制側の対応も出てくると思うのですが、どのように対応していきたいと思えますか。
- 更田委員長 正直に言うと、実はそこに一番関心があるんです。というのは、先ほど来、お話をしているように、運転期間に関して言うと、規制委員会が関与するものではなくて、これは立法府での御議論に委ねられるものだから、規制委員会が直接関与する部分というのは小さい。さらに、既に許可を受けている炉が動く、動かない。もうこれは、事業者努力であるとか地元の御了解をいただく努力の問題であって、規制委員会が関わる部分というのは小さい。ただ、次世代炉の建設ということになると、計画が具体化さ

れるのであれば、規制当局は前もって、そのできるものに対する規制の準備をしておかなきゃならないんです。これは既にイギリスやアメリカで起きたことであって、政府方針であるとか産業界の方針として、次の世代の炉を造るとなると、今の規制の体系では規制ができないので、新しい技術を規制できるような準備をしなきゃならない。

今、新規制基準と呼ばれているものは、あれはあくまで既設炉に対する規制要求を考えたものです。既に建ってしまっているものに対して。ただ、新設なり増設が行われるならば、規制委員会は今それに対する規制の要求を整えていませんので、基準をつくっていかなくちゃならない。それで、その基準をつくらうとすると、じゃあ一体どういう炉が建つんだというところを、まず確認に行かなくちゃいけないんですね。次世代炉といっても、一口に次世代炉といってもいろいろありますし、国際コミュニティでネクストジェネレーションといったら、普通はニュースケールみたいな、SMR（小型モジュール炉）であるとか、あるいは高温ガス炉みたいなもの、あるいはトリウム炉みたいなものを指しますけれども、そういう、必ずしもそれを指しているのではないと思われるのですが、一方で、ジェネレーション3プラスといわれるEPR（欧州加圧水型炉）であるとか、AP1000（ウェスティングハウス社開発の加圧水型原子炉）だとか、APWR（改良型加圧水型原子炉）だとか、これを余り次世代炉とか革新炉とは呼びませんけれども、もしそういったものの新設、増設が計画されるのであれば、それは次世代炉というほどではないけれど、やはり私たちは基準をつくる必要があります。

ですので、その基準をつくる時間というのも規制委員会発足のときを做えば、あれば法律で要求されてしまっていたので、ものすごい超特急でつくりましたけど、やっぱり新たに基準をつくるとなると、どれだけ頑張っても1年なり1年半、EPRみたいな世代の炉に対してだとして、EPRはもう既にオルキルオトだとか、フラマンビル、それから中国の泰山ですか、もう既に建っていますので、次世代炉とはいわないけど、EPRのような世代の炉に対する基準をつくるにしても、まあ1年なり1年半、少なくともですね、必要になるので、もし方針として打ち出されるのであれば、どのようなものを考えているのかというものには規制当局として、どうしても関心を持たざるを得ません。

○記者 そうすると、今後の議論の中に規制当局として、どのように関わっていくというのとか・・・

○更田委員長 方針を打ち出す、打ち出さないの段階は、これは利用側の政策側の議論です。規制委員会が参加するものではないですけれども、国際的にいうと計画段階のどこから規制当局が関わるかというのは、国によって随分違うのですよね。フィンランドなんかでは炉系を選択する段階から規制当局が参加をしますが、日本の場合は一般にこれまでの例でいえば、こういう形の炉を建てますという設計を特定の事業者が提案をして、そこから議論が始まるということなんですけど、今回の例でいえば、まだこれも具体的な計画があるわけではないけれども、いきなり持って来られて、さあ審査してくださいと言われても、やっぱりあらかじめ炉系の範囲くらいは決めておいてもら

わないと、先ほど来、申し上げているように規制上の要求を用意しておくことができないので、そうですね、まずは政策側、推進側で計画が具体化されることが大事、その上で炉系の提案を受けることが大事、ただ、それは設置許可の申請の、先ほど申し上げたように1年じゃちょっと難しく、やっぱり2年前くらいに炉系を固めてもらわないと、規制当局も審査に入れないだろうとは思っています。

○記者 そうすると、ある程度炉系を固めた上で、その時点で規制当局に対して示してほしいというような。

○更田委員長 そうですね、本当にその世代によるんですよ。実際に諸外国では建設されて動き出している、ないしは動き出そうとしている世代の炉であるのか、それとも盛んにIAEA（国際原子力機関）等で議論が進められようとしているSMRのような、その次の世代の炉であるのか、それから全く実用炉としては経験のないガス炉であるとかといったものになるのか、ガス炉だと再処理との関連も出てくるので、なかなか議論がさらに広がる部分はあるだろうと思えますけれども、ですから、新しい炉と一口に言っても、どの年代、どの世代のものが計画されるのかによって、私たちのアクション、規制当局のアクションが大きく違ってきますので、そういった意味ではその炉系選択を待つというところが最初のポイントになります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

まずエンドウさん、お願いします。

○記者 共同通信のエンドウです。再びGX実行会議の件ですみません。

先ほどの話の延長の話に戻るのですけれども、海外では、特に米国なんかでは、もう既に審査が通っている、80年超の運転が認められている原発が6基あるというような状況、ヨーロッパを見てもそうなのですけれども、各世界の規制当局はそういった申請に臨むようなところで進んでいるように見えるのですけれども、それを踏まえた上での今回の60年の延長というところについての見解をお伺いしたいのですけれども。

○更田委員長 アプローチは各国によって大きく違います。例えば一つのアプローチは設置許可が年数、期限が決まっているというような制度の国もあるんですね。今、日本の場合は設置許可を受けて、その設置許可の期限って別に決まっているわけではないのですけど、何か設計変更をしようとするときに変更許可を受けるというやり方ですが、そもそも設置許可が10年から10年と決まっていて、10年たったらもう一回設置許可を受け直すというようなやり方でもって、その代わり寿命は特に決まっていない。ですから、10年間の許可というのを5回取り直すと50年だし、6回目にチャレンジして許可を得られれば60年と、そういうシステムを採っている国もあります。ですから、寿命という概念があるわけではなくて、新たな許可が得られればそれから改めて10年運転していいというような制度を採っている国もありますし、一方で日本のようにあらかじめ寿命といい

ますか、期限が決められていて、40年炉になろうとするときにもう一回評価を受けて、場合によっては最大20年の許可を受けられるという制度を採っているところと、随分大きな違いがありますよね。

それから、実際の年限に関していうと、確かに米国は80年であるとか、あるいはかつてNRC（アメリカ合衆国原子力規制委員会）で言及したことがあるけど、100年だってというような言及だってあるのですけども、高経年化に関していうと、必ずしも海外の事例が直接参考になるわけではないです。例えば、地震に一つを取っても、置かれている状況が全然違うのですね。ですから、ある国で80年なのに、日本でなんで40年と言われても、置かれている状況が違えば当然そういったこともあり得るし、しかも、耐震要求みたいなものは新知見があれば当然それが引き上げられることだってあるわけですよ。ですから、設計当初の状態と、それから何年か経過した後の求められる要求水準が変わるケースだってありますので、余り海外の状況に引きずられるべきではないというふうに思っています。どこの国でこうだからというのは、技術的には余り意味を持つ議論だというふうには考えていません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 先ほど手を挙げられたヒロエさんとマツヌマさん。

では、まずヒロエさんからお願いします。

○記者 共同通信のヒロエといいます。

僕もGX実行会議の質問でちょっと申し訳ないのですが、次世代炉の件で、委員長が考えている妥当なのはもうEPRだとかAP1000とか、そういう炉系というのが何となく念頭に置かれているのでしょうか。

○更田委員長 分らないです、それは。規制当局としてはより安全性の高い炉の技術の導入を促す立場にあるわけで、もし普通に関係者といいますか、原子力に携わっている者からすれば、次世代炉というと、普通EPRだとかAPWRのことは指しませんよね。だってEPRがもう建っているのだから、次世代炉って言わないですよ。APWRとかAP1000というのはEPRと同世代ですから、だから普通に考えると、そういった炉系は指さないのだけれども、ただ、政府方針として示されるものは必ずしも原子力に携わっている人間の常識的な言葉遣いに沿っているかは分かりませんので、ですから、本当に私は何も念頭に置いているわけではないけれど、新しい炉というのであれば、どの世代の炉なのかというのを示してもらわないと、規制当局としては準備のしようがないということを示しています。

○記者 一般的に次世代炉と言われているSMRとか、そういうものと新規基準を策定するのに、さっき言われたEPR、AP1000とかは1年、1年半と言っていたので、SMRだとそれよりもっと長期間を要するイメージなのでしょうか。

○更田委員長 普通に考えると、今日のGX実行会議等々は実用発電用原子炉のことを言っ

ておられるのだと思うのですよ。EPRだとかAP1000とかAPWRというのは実用発電用原子炉ですけど、SMRはまだそこまで行っていなくて、その次の世代ですよ。SMRとなったらいきなり発電炉が建つのではなくて、もちろん発電設備と一緒にかもしれないけど、いわゆる原型炉であるとか、実証炉という立場というカテゴリでのものがまず建つので、恐らくそういったものではないのではないかなど、想像はしていますけど、分かりません。だから、カナダもアメリカも今もうサイトを決めて、SMR、幾つかの炉系を建てようとしていますけれども、商業炉として建つわけではなくて、やっぱり実証炉としての位置づけで建設しようとしているので、そういったものであれば、実証炉段階では発電用原子炉ほどの基準を整備しなくても、実証炉は取りあえずということはあるのだろうと思います。ただ、SMRの規制に対する規制体系をと言われると、2年でもきついくらいだろうとは思いますが、あるいは今IAEAで議論が進められているように、他国の例に大きく倣うことが必要になってくるかもしれないです。今、アメリカ、イギリス、カナダは足並みをそろえて一緒にやろうとしていますけども、そういったものに学ぶ必要が出てくるだろうと思います。ただ、実用発電炉ということであれば、今の時点でSMRが視野に入っているとはなかなか考えにくいので、そうだとすると既にもう他国での建設例がある世代の炉ということであれば、先ほど申し上げたように1年半とか2年くらいで基準ということ是可以のだろうというふうに思います。

- 記者 分かりました。あと、柏崎刈羽の話で、GX実行会議だと来年夏とか、来年冬とかというふうな記述があるのですが、今、検査の進捗を含めて来年夏とか来年冬みたいな工程って委員長はどのように受け止めていますでしょうか。
- 更田委員長 それはちょっと、今言及するのは難しいかもしれないな。まだ私たちは検査区分を戻すかどうかという判断をしているわけではありませんし、それから燃料の移動を禁じるという命令についても継続をしているわけですので、当然稼働させようとするのであれば、それに先立って私たちは検査区分であるとか、現在、柏崎刈羽に出している命令について議論する必要があるだろうと思っています。それが普通に考えれば年末から来年にかけてくらいでしょうから、あとはだから東京電力がどれだけ努力できるかというところにも大きく左右されるので、ちょっと時期に関しては言及しようにも材料がまだ整っていないというふうに私は思っています。
- 記者 ハード面の対策ってKKで進んでいるようですが、以前委員長に措置命令を出して以降に、柏崎刈羽って委員長はまだ行かれていないと思うのですが、是正措置命令を出して以降、KKに委員長は行かれていなくて、以前、僕御質問で行ってみたいですかと聞いたら、まあコロナとかあるからちょっと考えてみますとかと言われていて、それでももう大分任期満了まで迫ってきていますけど、柏崎には行って、ハード面とか対策を見たいとか、そういう思いはあったりするのでしょうか。
- 更田委員長 柏崎刈羽は実は行きたいと思っています、先週じゃないな、月曜日だったか先週金曜日だったか、ちょっと幹部と話をしたのですが、やっぱりちょっと日程が立た

なくて、在任中に行くのは難しいという結論に至りました。在任中にもう一回行きたいとは思っていたのですが、少なくとも今の時点ではKKに行くことは見送っています。

今、私の在任中に行ってもなかなか核物質防護に対するハードウェアの変化等々を見るにはちょっと早過ぎるので、そういった意味でKKを見に行くのは今のところ計画をしていません。

それから、核物質防護の対策についても、立入制限区域の境界の引き直したいなものは必要になってきますけれども、これは実際に完了させようとするとかかなりの期間が必要となるので、これと区分の変更であるとか、それから命令の解除みたいなものとの前後関係がどうなるかというのが、今の時点ではちょっと予想がつかないです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 マツヌマさん、お願いします。

○記者 赤旗のマツヌマです。

話変わります、水素対策について、本日ベントを確実に実施していくためにも、水素対策としてのベントの位置づけを明確にするというようなことの方針がある程度話し合われたと思うのですが、その場合、会議なんかで議論しているところを聞くと、事業者の意見なんかを聞くと、やっぱり線量が高くなることへの懸念等々が随分あるようで、実際の対策としてどうなるかというのは規制委員会であれしていくと思うのですが、やっぱり地元に対しても少なくない関心があるんじゃないかなど。一つは希ガス等の線量が高くなる。希ガスだけじゃなくて、24時間以内ですとヨウ素なんかも短寿命なものがありますから、フィルターでこしとっても絶対量は多少増えるんじゃないかなどは思うのですが、それから何といても放出のタイミングが早まるということであれば、防災等への影響がどうなるのかということもあり、その辺について規制委員会として、何らかの形で事業者に示すようなことを促すのか、つまり地元への、それともあくまでもそこら辺は事業者のあれなのか、ちょっとお考えを伺いたいと思いました。

○更田委員長 そうですね、今日の委員会で余りその議論にならなかったけど、ポイントはやっぱりベントのタイミングを早めるということは、それだけ主に希ガスではあるけれども、管理放出が早まるということで、それはマツヌマさんがおっしゃるとおりです。

ヨウ素に関してはヨウ素フィルターはあるけれども、ただ、ガス状のヨウ素であるとか、そういったものがあって、全くゼロではないと。ですから、線量でいうと当然格納容器の加圧破損防止だけではなくて、二次格納容器への水素漏出を抑えるためにベントをするという目的を加えると、ベントのタイミングがどうしても早くなります。ベントのタイミングが早くなるということは、管理放出が早くから始まる。そして、敷地境界であるとか、近傍であるとする、線量は高くなる。ですから、別にこれはやっぱり隠すべきではなくて、ただ、私はたとえ管理放出のタイミングが早くなっても、早く開

けるべきだと思っています。

これは建屋の水素爆発が万一起きた場合というのは、本当に1F（福島第一原子力発電所）の事故のようなものに向かっていく可能性を高めてしまうので、これは避けざるを得ないので、もしベントのタイミングをどうしても早めたくないというのであれば、それこそ何らかの画期的やり方を二次格納容器のほうへせざるを得ないわけだけど、現実的にそれが見つかっているわけではない。そういった意味で、これは私の意見ですけれども、ベントのタイミングを早めるべきだと思っています。ただし、早めることによって副作用はあるのだということは示していく必要があるだろうというふうに思いました。

ただ、この副作用を示すということを事業者に対して要求するかどうかというのは、それはちょっと規制当局の役割とは違うかなと思いますけれども、当然、ただ、こうやって公にしているわけなので、当然御地元からは問われることになるだろうなというふうには思います。

○記者 あくまでも事業者と地元の関係の中ということになる。

○更田委員長 重要な事業者の説明責任の一つであるというふうには思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ではハセガワさん、最後2回目で、これで終わりにします。ハセガワさん、お願いします。

○記者 NHKのハセガワです。

今の水素の関係で、その事務方からは事業者も自主的な対策をしているというような形で、それをフォローするよなというような提案もありましたけれども、その中でもやはり基準なり、解釈なりは分からないですけれども、明確にその規制として何を求めるかを示すべきだというような考え、その背景というか、その意図は何えますでしょうか。

○更田委員長 実際に事業者がやろうとしていることの範囲の中であるのかもしれないけれども、ベントのタイミングであるとか、ベントの運用目的というのは大変重要なことなので、私は基準に書き込むなり、解釈に書き込むなり、あるいは委員会決定の文書として残すなり、しっかりと位置付けておいたほうがよいと思います。ですので、もちろん事業者がやろうとしていることの範囲内になるかもしれないし、事業者とやろうとしている方向は同じかもしれないけど、要求すべきものはきちんと要求という形で残すほうがいだろうというふうには私は思います。

○記者 あと、その要求の具体的なところは、そのベントのタイミングというか、フィルターベントの扱いというようなところは一つあるとして、例えばその下層階にPAR（静的触媒式水素再結合器）を置いたりとか、そういった事業者としても自主的にやろうとしているようなことっていうところの部分についても要求になっていくのか、その辺り、どうなのでしょう。対象、そのスコープといいますか、その辺り、どう。

○更田委員長 これは委員会でも言及したのですが、要求するのは非常に難しい。性能要求をしようにも、なかなかその評価が追いつかない部分があるのですね。ですから、じゃあ爆轟限界に届かないことって、例えば要求の仕方をしますよね、性能要求とすると。じゃあ事業者が爆轟限界に届かないということをどう立証しようかって、CFD（数値流体力学）コードみたいなものを使って計算結果、評価結果を示すことはできるかもしれないけど、建屋の中の小さな領域も含めて、水素濃度をたしからしく計算するって、そんな簡単なことではないし、だからPARであるとか、そういったような中で処理するものに関して性能要求するというのは非常に難しいだろうと思っています。

それから、ブローアウトパネルやトップベントのようなものでもちょっと同様のところがあるのですね。ですから、ベントのタイミングに関しては明確にしておいたほうがいいとは思いますが、PARであるとか、それからブローアウトパネルに対する要求を整えるのは、これは次のステップかなというふうには思います。ただし、方針として掲げるといふことには意味があるだろうと思います。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—